

# 町県民税の公的年金からの特別徴収制度について

4月1日現在65歳以上の方で、前年中の年金所得に対する町県民税が生じる方は、年金所得について課税される町県民税額が、公的年金より特別徴収(天引き)されます。ただし、次の(1)から(3)にあてはまる場合は対象となりません。なお障害年金や遺族年金、企業年金からは天引きされません。

- (1) 老齢基礎年金等の支給額が年間18万円未満の人
- (2) 天引きされる町県民税額が老齢基礎年金等の額を超える人
- (3) 介護保険料が年金から天引きされていない人

## ◆新たに年金からの特別徴収が開始となる方

新たに65歳になられた方は、年金からの特別徴収が開始します。初年度は特別な場合を除き、**令和2年10月より年金からの天引きを開始します。**そのため前半部分は、従来どおり納付書(または口座振替)で年税額の半額を納入いただき、後半部分は10月・12月・翌年2月に支給される年金から天引きされます。

## ◆年金からの天引きが停止される場合

年金の支給停止などの理由で、町県民税が天引きできないとき、また確定申告などにより年度途中に税額の変更があったときは、年金天引きが停止となり、残りの額は納付書(または口座振替)で納付いただきます。

## ◆納税通知書の記入内容(例)

○下記の普通徴収の金額を各納期限までに納めてください。

年 税 額	18,000 円
給与からの特別徴収税額	円
年金からの特別徴収税額	18,000 円
差引普通徴収税額	円

[普通徴収税額]納付書で納めていただく税額

期別	税額(円)		納 期 限
	税額(円)	充当額(円)	
第1期		円	
第2期		円	

太枠内が、今年度年金から引き落としされる税額

この例では4月・6月・8月に5,000円ずつ、10月・12月・2月に1,000円ずつ引き落としされ、合計税額は18,000円となっています。

(例)年税額が18,000円の方の一例

○下記の公的年金から特別徴収(天引き)されます。

公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣
法人番号	*****

[公的年金からの特別徴収税額]

徴収月	税 額	徴収月	翌年度仮徴収税額(予定)
令和 2年 4月	5,000 円	令和 3年 4月	3,000 円
令和 2年 6月	5,000 円	令和 3年 6月	3,000 円
令和 2年 8月	5,000 円	令和 3年 8月	3,000 円
令和 2年 10月	1,000 円		
令和 2年 12月	1,000 円		
令和 3年 2月	1,000 円		

※来年度(令和3年度)仮徴収額・・・4月・6月・8月分は今年度の年税額の6分の1の金額が仮徴収されます。